

発議第1号

流山市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成24年2月16日提出

提出者

議会運営委員会委員長 松尾 澄子

提案理由 質問について、一問一答制とすることに伴い、所要の改正を行うものである。

流山市議会会議規則の一部を改正する規則

流山市議会会議規則（昭和42年6月26日議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第64条中「第56条（質疑の回数）及び」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発議第2号

流山市自転車の安全利用に関する条例の制定について

このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年2月24日提出

提出者

流山市議会議員 海老原 功一

賛成者

流山市議会議員 菅野 浩考

〃 青野 直

〃 田中 人実

提案理由 自転車に関係する事故を未然に防止するとともに、自転車の交通安全の推進に資するためである。

流山市自転車の安全利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全な利用に関する意識の向上を図ることにより、自転車に関係する事故を未然に防止するとともに、市、警察署、関係団体、学校、事業者及び自転車利用者等が協働して、自転車の安全利用に関する活動を行うことにより、自転車の交通安全の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車利用者 自転車を移動の手段として利用する者をいう。
- (3) 自転車利用者等 自転車利用者及び自転車利用者が未成年者である場合におけるその保護者をいう。
- (4) 関係団体 流山交通安全協会その他交通安全に関する活動を行う団体をいう。
- (5) 事業者 公益財団法人日本交通管理技術協会が認定する自転車安全整備士の資格を有する者を置く市内の自転車販売を業とする者をいう。
- (6) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。
- (7) 学校長 学校の校長をいう。
- (8) 児童 6歳以上13歳未満の者をいう。
- (9) 幼児 6歳未満の者をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施しなければならない。

- (1) 自転車の安全利用に関する意識の啓発
- (2) 自転車利用者等が自転車の安全利用に関する講習が受けやすい環境の整備

- (3) 自転車の安全利用に関する市民等への安全教育
- (4) 警察署、関係団体及び事業者が行う自転車の安全利用に関する活動の支援
- (5) 自転車利用者等による自転車の点検整備及び自転車事故保険への加入の促進
- (6) 自転車の安全な通行を確保するための交通安全施設の点検及び整備

(自転車利用者等の責務)

第4条 自転車利用者は、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令を遵守し、自転車の安全利用に努めなければならない。

2 自転車利用者等は、市、警察署、関係団体及び事業者が行う自転車の安全利用に関する事業に積極的に参加するよう努めなければならない。

3 自転車利用者等は、自らが利用する自転車について安全確保ができるよう点検整備に努めなければならない。

4 自転車利用者等は、自転車事故保険への加入に努めなければならない。

(関係団体の責務)

第5条 関係団体は、自らの交通安全に関する活動を積極的に行うとともに、市、警察署及び事業者が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を通じて、自転車利用者等に対して自転車の安全利用、点検整備等について、適切な助言を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、市、警察署及び関係団体が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、自転車購入者に対して自転車事故保険への加入の促進に努めなければならない。

(学校長の責務)

第7条 学校長は、児童及び生徒並びにこれらの者を保護する責任のある者に対して、自転車の安全利用に関する意識の向上に努めなければならない。

- 2 学校長は、自転車等の安全利用に関する教育の場の提供その他市又は警察署が行う自転車等の安全利用に関する施策への協力に努めなければならない。
- 3 学校長は、自転車による通学又は学校行事等への参加を認める場合は、対象となる児童及び生徒並びにこれらの者を保護する責任のある者に対して、自転車等の安全利用に関する指導に努めなければならない。

(遵守事項)

第8条 自転車利用者は、次に掲げる事項を特に遵守し、自転車の安全利用に努めなければならない。ただし、法令によりこれらに対する例外が認められている場合は、この限りではない。

- (1) 歩道と車道の区分がある道路では、車道を通行すること（歩道を通行できるときは、車道寄りを徐行すること。）。
 - (2) 道路の中央から左の部分を通行すること。
 - (3) 酒気を帯びて運転しないこと。
 - (4) 他の者を乗車させて運転しないこと。
 - (5) 他の自転車と並進しないこと。
 - (6) 夜間又は前方が暗く見えにくいときには、前照灯等を点灯させること。
 - (7) 信号機のない交差点を通行するときは、一時停止の道路標識等を遵守し、又は徐行するとともに、安全の確認を行うこと。
 - (8) 信号機のある交差点を通行するときは、その信号を遵守するとともに、安全の確認を行うこと。
 - (9) 歩行者の通行を妨げないこと。
- 2 児童及び幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、ヘルメットを着用させなければならない。

(指導又は助言)

第9条 市長は、自転車関係する事故を未然に防止するため必要があると認めるときは、自転車利用者等に対し、指導又は助言をすることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規

則で定める日から施行する。

発議第3号

東京電力福島第一原子力発電所事故の収束宣言の撤回を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年3月21日提出

提出者

流山市議会議員 徳増 記代子

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 小田桐 仙

〃 乾 紳一郎

東京電力福島第一原子力発電所事故の収束宣言の撤回を求める意見書

政府は、東京電力福島第一原子力発電所事故に関し、「原子炉は冷温停止状態に達し、事故は収束に至った」と宣言した。これは、今後不測の事態が発生した場合も敷地境界における被ばく線量が十分低い状態を維持できるようになり、安定状態を達成し、発電所事故そのものは収束に至ったと判断したもので、さらに、避難区域を見直し、4月1日に放射線量に応じた新たな3区域に再編する考えを明らかにした。

しかし、事故の実態は、①原子炉の燃料が溶け落ち格納容器に漏れ出ていると見られ、その燃料がプラントのどの部分に溜まっているのかさえ確認できていない。②溶け落ちた燃料が冷却されているかは底部の温度の計測による判断であり、温度計は20度近くの誤差がある。③冷却装置は仮設のシステムであり、汚染水が溜まり続け、度々処理水が漏洩するなど安定したシステムと言えない。

このような状況にもかかわらず、収束宣言したことは、地域住民の実態を理解しているとは言い難く、本市に避難している住民を含めた避難者の不安・不信をかき立てる事態となっている。

よって、国においては、事故収束宣言を撤回し、今回収束と宣言するに至った経緯及びその内容、今後の施策との関係等を分かりやすく住民に説明するとともに、一刻も早く真の収束に向けた取り組みに全力を挙げるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月21日

衆議院議長 横路 孝弘 様

参議院議長 平田 健二 様

内閣総理大臣 野田 佳彦 様

内閣官房長官 藤村 修 様

文部科学大臣 平野 博文 様

経済産業大臣 枝野 幸男 様

環境大臣 細野 豪志 様

(原発事故の収束及び再発防止担当)

復興大臣 平野 達男 様

(東日本大震災総括担当)

千葉県流山市議会

発議第4号

民意を締め出す比例代表選出議員の定数削減をしないよう求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年3月21日提出

提出者

流山市議会議員 乾 紳一郎

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 徳増 記代子

〃 小田桐 仙

民意を締め出す比例代表選出議員の定数削減をしないよう求める意見書

民主党は第22回参議院議員通常選挙のマニフェストで「参議院の定数を40程度削減」、「衆議院は比例定数を80削減」と掲げた。

衆議院の比例代表選出議員の定数を80人削減すれば、衆議院の小選挙区選出議員は300人、比例代表選出議員は100人となり、衆議院議員の定数が400人のうち4分の3は小選挙区で選ぶことになる。こうした比例代表選出議員の定数削減は、少数政党とこれを支持する民意を国会から締め出し、仮に2009年の第45回衆議院議員総選挙結果を元に試算すると、民主党が3分の2以上の議席を得ることになる。

小選挙区は、大半の投票が議席に結びつかない「死に票」となり、国民の民意はますます国会に届かなくなる。

国会は、国民の意思をくみ上げ、十分な審議を尽くす使命をもった「国権の最高機関」である。国会議員を選ぶ選挙制度は、国民主権の原則に基づき、多様な民意が公平、公正に反映されるものでなければならない。

よって、政府においては、民意を締め出す比例代表選出議員の定数削減をしないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月21日

衆議院議長	横路	孝弘	様
参議院議長	平田	健二	様
内閣総理大臣	野田	佳彦	様
総務大臣	小川	敏夫	様

千葉県流山市議会

発議第5号

八ツ場ダムの拙速な工事再開の中止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年3月21日提出

提出者

流山市議会議員 小田桐 仙

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 徳増 記代子

〃 乾 紳一郎

八ツ場ダムの拙速な工事再開の中止を求める意見書

民主党が政権を奪取した衆院選挙マニフェストで、ムダと批判し、建設を中止していた八ツ場ダム建設が、野田民主党政権下で再開された。

野田首相は、「社会保障と税の一体改革」で、国民には消費税増税を求めながら、ムダな公共事業を再開させるなど、政策的な一貫性が欠けている。

民主党政権は、八ツ場ダム建設の是非を“予断無く検証”をしようと2010年10月から検討してきた。しかし、その「検討の場」幹事会のメンバーは、同ダム事業に参加する1都5県の関係部長13名が名を連ね、そのうち3県4人が国土交通省からの出向者、1県1人が総務省からの出向者であったと報道された。つまりメンバー4割が政府関係者である。

これでは、「ダム推進という予断を持った関係者による茶番劇」「原発と同じヤラセか」と批判を浴びてもおかしくない。

さらに、2004年度以降、八ツ場ダム関係の工事・業務契約をした企業や団体に国土交通省から104人も天下りし、天下りを受け入れた46法人の八ツ場ダム関連契約額が約150億円にのぼることも報道されている。

これでは、充分で、真に予断の無い検討がされてきたのかどうか、国民的疑問をもたれてもおかしくない。また、ムダ使いや天下りは温存、国民には増税では政治への国民的信頼も失いかねない。

八ツ場ダム建設に対する出資は、地方自治体の財政へ少なからず影響を与えている。本市の場合、昭和62年度から出資がはじまり、平成22年度までの出資総額は1億456万9千円となっており、平成27年度までに残り3220万円も負担することとなっている。

よって政府は、首都圏の水余りの現状や八ツ場ダムの治水効果の薄さなど、科学的で、国民の利益にかなったあり方を再検討すべきであり、拙速な工事再開は中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2012年3月21日

衆議院議長	横路	孝弘	様
参議院議長	平野	健二	様
内閣総理大臣	野田	佳彦	様
財務大臣	安住	淳	様
国土交通大臣	前田	武志	様

千葉県流山市議会

発議第6号

中学卒業までの医療費助成を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年3月21日提出

提出者

流山市議会議員 植田 和子

賛成者

流山市議会議員 徳増 記代子

〃 小田桐 仙

〃 乾 紳一郎

中学卒業までの医療費助成を求める意見書

昨年10月14日、森田知事の定例記者会見で、「来年度は小学6年生までを考えている」と述べ、助成対象をさらに拡大する意向を表明したものの、「市町村の意向を聞きながら、さらに6年生、中学3年生までと着実に進めていきたい」とした。

しかし、2009年3月29日の千葉県知事選挙において当選した森田健作知事のローカル・マニフェスト、重要政策の一つが「中学卒業まで医療費無料化」である。この公約には、県民の願いが詰まっており、次期の改選時を迎える2013年までには必ず実現させていただきたい。

また、千葉県人口が戦後初めて減少に転じたことは、震災などの影響があるとはいえ、大きな関心をよんでいる。いまこそ、少子化対策の取り組み強化が必要である。

そこで、県民に約束し、県民の願いに応えるためにも、中学卒業までの医療費助成を実現するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2012年3月21日

千葉県知事 森田 健作 様

千葉県流山市議会

発議第 7 号

「流山市市民参加条例に関し専門的調査を依頼する件」について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成24年3月21日提出

提出者

流山市市民参加条例審査

特別委員会委員長 松野 豊

「流山市市民参加条例に関し専門的調査を依頼する件」

平成24年3月21日

本議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2の規定により、次の事項について調査を下記のとおり委託するものとする。

記

- 1 調査事項 流山市市民参加条例の研究・調査に関する事項
- 2 調査期間 平成24年4月1日～平成24年6月30日
- 3 調査を委託する者 法政大学法学部政治学科教授 廣瀬 克哉 氏